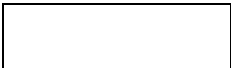


少量危険物実務指導指針

富岡甘楽広域消防本部

※ 凡例



火災予防条例



火災予防条例施行規則

目 次

第1節 総則	1
第1 目的	1
第2 施行期日	1
第3 経過措置	1
第2節 危険物の貯蔵・取扱い場所の基本的な考え方	2
第1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の扱い	2
第2 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定	6
第3節 少量危険物の届出要領	8
第1 届出	8
第2 タンクの水張検査等	13
第4節 少量危険物施設の位置、構造及び設備について	15
第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	15
第2 共通する技術上の基準	16
第3 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準	17
第4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の すべてに共通する技術上の基準	19
第5 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所についての 技術上の基準	24
第6 屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所についての 技術上の基準	27
第7 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動 タンクを除く。）の技術上の基準	32
第8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準	35
第9 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準	39
第10 少量危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術 上の基準	43
第11 少量危険物の貯蔵所、又は取扱所における設備の維持 管理に関する基準	44
第12 動植物油類についての適用除外	44
第13 品名又は指定数量が異なる危険物の同一場所における 貯蔵及び取扱い	44
第14 基準の特例	45
参考資料	46

第1節 総則

第1 目的

この指針は、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合火災予防条例（昭和 47 年条例第 6 号。以下「条例」という。）及び富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合火災予防条例施行規則（昭和 47 年規則第 5 号。以下「規則」という。）に定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する法令解釈、行政指導、事務処理等の統一を図るためのものである。

消防予防行政の明確性、公平性及び透明性の向上に努め、行政指導の徹底により、火災危険を低減し、住民の安心・安全な地域づくりを推進することを目的とする。

第2 適用

この指針は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

第3 経過措置

この指針適用の際、現に条例の規定により届出をして設置されているものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、なお従前の例による。

第2節 危険物の貯蔵・取扱い場所の基本的な考え方

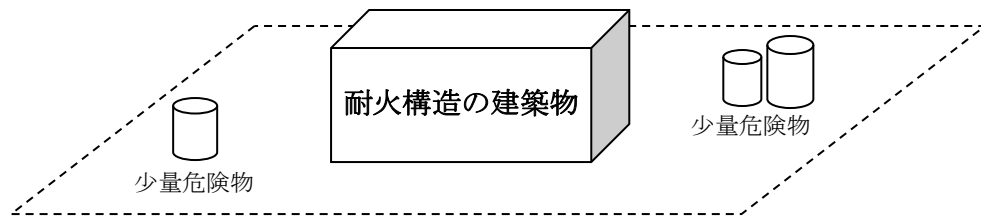
第1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の扱い範囲については、次の例によること。

(1) 屋外の場合

原則として、敷地ごととする。ただし、次のア～エによる場合は、それぞれの施設（場所）ごととする。

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

施設（容器又は設備による貯蔵場所）の相互間が耐火構造の建築物、塀等で防火上有効に隔てられている場合（第2-1-1図）又は防火上安全な距離を有する場合で各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。



第2-1-1図 耐火構造の建築物により隔てられている場合

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、タンクごととする。ただし、2以上の地下タンクが次のいずれかに該当する場合は、それぞれの地下タンクを合算して一の地下タンク施設として取り扱うものとする。

(ア) 2以上の地下タンクが同一のタンク室内に設置されている場合

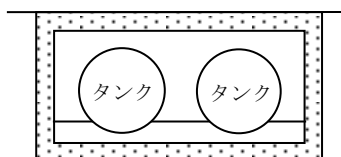
(第2-1-2図参照)

(イ) 2以上の地下タンクが同一の基礎上に設置されている場合

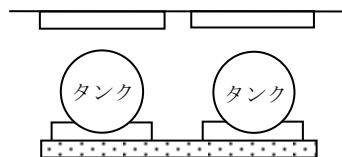
(第2-1-3図参照)

(ウ) 2以上の地下タンクが同一のふたで覆われている場合

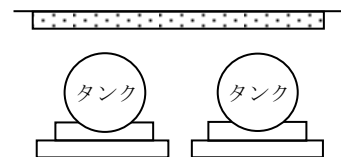
(第2-1-4図参照)



第2-1-2図



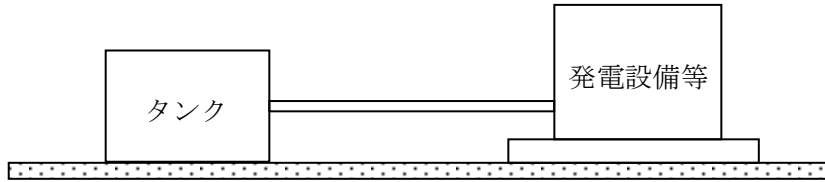
第2-1-3図



第2-1-4図

ウ タンクと設備が同一工程の場合

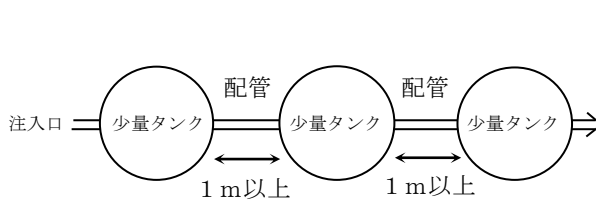
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる（第 2-1-5 図）。



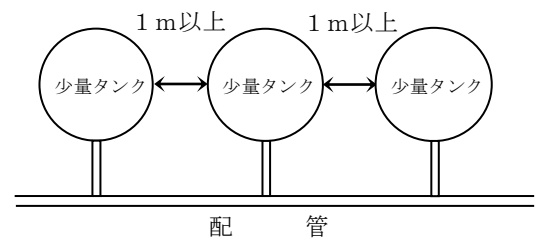
第 2-1-5 図 同一工程の場合

エ 指定数量未満の屋外タンク群の取扱いについて

「昭和 41 年自消丙予発第 73 号」のとおり、いずれの場合も少量危険物のタンクに該当する（合算すると指定数量以上であっても少量危険物）（第 2-1-6 図）（第 2-1-7 図）。



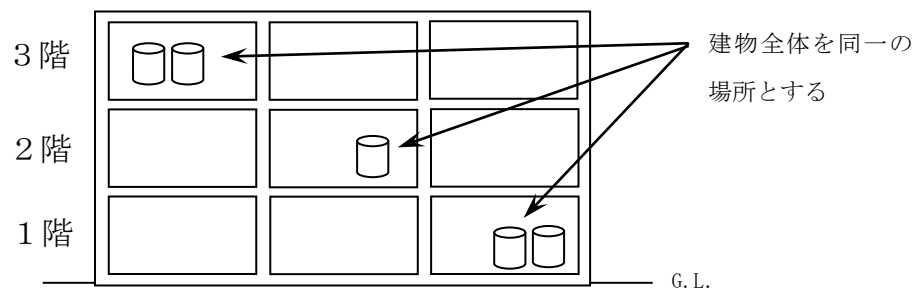
第 2-1-6 図



第 2-1-7 図

(2) 屋内の場合

原則として、同一建築物内に複数の貯蔵及び取扱い場所がある場合は合算する。（第 2-1-8 図）。



第 2-1-8 図

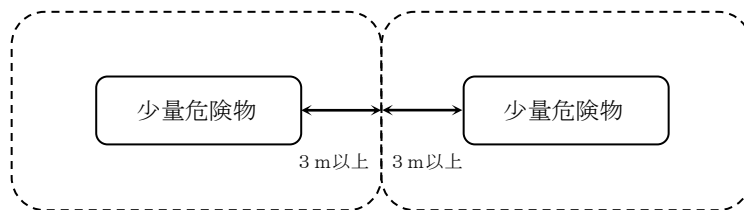
条例第 31 条の 3 の 2 のとおりの区画であっても、建物全体を同一の施設（場所）とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備の場合

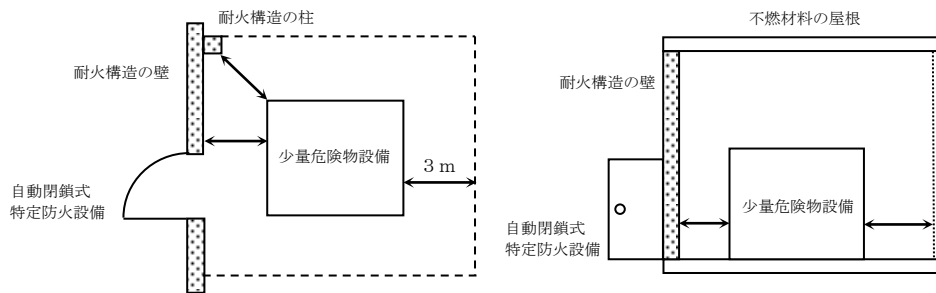
次の（ア）又は（イ）による。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等をいう。

（ア）危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー等の付属設備を除く）の周囲に幅 3m 以上の空地が保有されていること（以下「保有空地例」という。）（第 2-1-9 図）。ただし、当該設備から 3m 未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合については、当該危険物から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていることとする（第 2-1-10 図）。

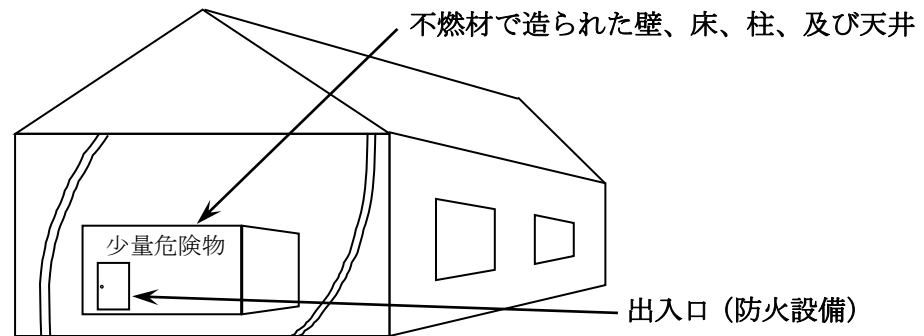


第 2-1-9 図



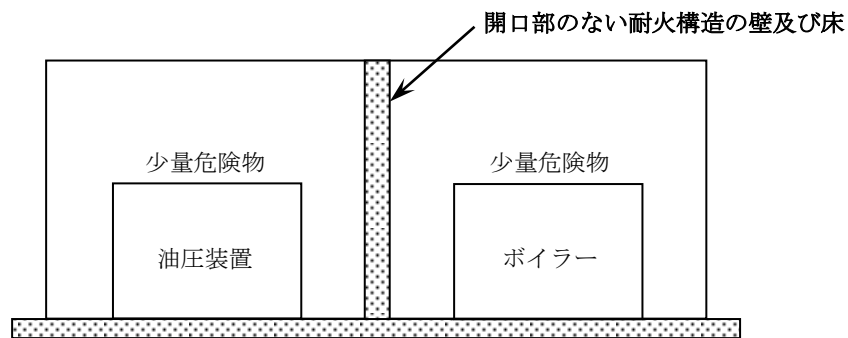
第 2-1-10 図

（イ）危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の不燃材料をいう。以下同じ。）の床又は壁で他の部分と区画されている場合（以下「不燃区画例」という。）（第 2-1-11 図）。なお、不燃区画例を連続（隣接）して設けることはできない。



第2-1-1 1 図

ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。(第2-1-1 2 図)。

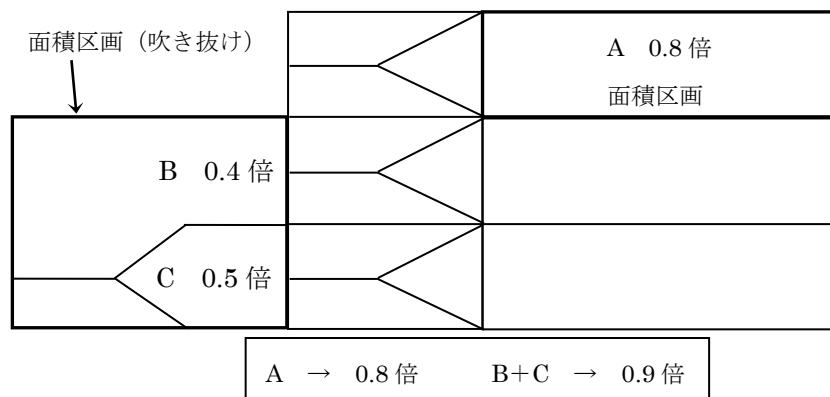


第2-1-1 2 図

イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
不燃区画例による。

ウ 階ごとに防火上有効に区画された場所

建築基準法施行令第112条第1項、第4項及び第5項の防火区画（面積区画）がされた場所（第2-1-1 3 図）。また、第11項（縦穴区画）や第18項（異種用途区画）も同様とする。



第2-1-1 3 図

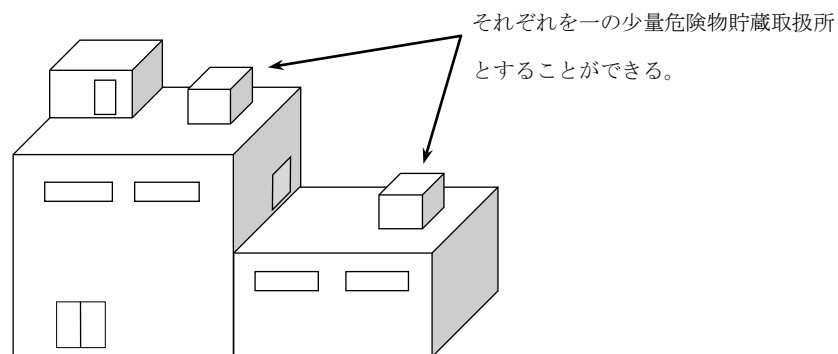
エ 物販店等で商品が陳列販売されている場合は、階ごとに防火上有効に区画された（防火シャッター等）場所ごととする。

オ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合は管理権原者の異なる場所ごととする。

（３）屋上の場合

ア 同一の建物に屋上が２以上ある場合は陸屋根ごととする（第２-１-１４図）。

イ １の陸屋根の場合にあつては、危険物の周囲３ｍの保有空地例とし、空地を相互に重複することはできないものとする。



第２-１-１４図

（４）その他

消防長又は消防署長が火災予防上の観点から、一の施設として認めるとき。

第２ 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例によること。

（１）貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

（２）取扱い施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、１日に想定される最大取扱量とする。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油（危険物）を使用する場合については、算定にあたって当該量を合算する。
また、非常用のものにあつては、業態、用途若しくは貯蔵量又は当該

発電設備等の時間当たりの燃料消費量又は事業所の営業時間を総合的に判断して算定する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、1日の使用量（消費量ではなく、滞留量を含む使用量）とする。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱い施設とが同一工程にある場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱い数量のいずれか大きい方の量とする。

(4) 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油こんろ等で専ら室内の暖房又は調理の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油こんろ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

第3節 少量危険物の届出要領

第1 届出

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出書)

第13条 条例第46条の規定による指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、条例別表第8で定める数量の5倍以上の指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出は、様式第5号の（ア）の届出書によって行わなければならない。

2 条例第46条第2項の規定による廃止届出は、様式第5号（イ）の廃止届出書によって行わなければならない。

※ 事務手続の方法

少量危険物施設の届出に関する事務手続は、次の例により行うものとする。

- (1) 届出は設置単位ごととし、届出者は、所有者、占有者又は管理者とする。
- (2) 届出書は、次の順序により整理製本するものとする。
 - ア 届出書「様式第5号の（ア）」
 - イ 位置、構造及び設備の図面
 - (ア) 案内図、(イ) 配置図、(ウ) 位置、構造及び設備の明細図、
 - (エ) その他必要に応じて、電気配線図、配管図等
- (3) 配置図は、少量危険物の周囲に必要な保有空地等を明らかにしたもの。
- (4) 移動タンクの常置場所は、屋内又は屋外を明示する。
- (5) タンクを有する届出は、タンク容量計算書及びタンク構造図を添付する。
- (6) 水張検査又は水圧検査の終了したタンクは、証明するものの写しを添付する。
- (7) 当該届出書は2部提出するものとする。

貯蔵及び取扱いの届出を受理したときは、受付印を押印し（2部預かる）、後日現地確認を行う。条例適合を確認したら、検査済印を押印し、届出者に1部を返却する。検査を要しないと認められるものについては、受付印を押印後、1部を返却する。

廃止届を受理したときは、写真等が貼付され廃止の確認ができれば、受付印及び届出済印を押印し、1部を返却する。現地確認が、必要であるものについては、後日現地確認後1部を返却する。

富岡甘楽広域消防本部「少量危険物実務指導指針」

様式第5号の(ア)(第13条関係)

記入例

① 少量危険物 貯蔵 届出書
指定可燃物 取扱

② 年 月 日 富岡甘楽広域消防本部消防長 様 ③ 届出者 住所 (電話 番) 氏名				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地	④		
	名 称	⑤		
類、品 名 及 び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
	⑥		⑦	⑧
貯蔵又は取扱 方 法 の 概 要	⑨			
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要	⑩			
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の 概 要	⑪			
貯蔵又は取扱いの 開始予定期日又は 期 間	⑫			
そ の 他 必 要 な 事 項	⑬			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※欄は、記入しないこと。
 4 貯蔵又は取扱場所の案内・配置図等を添付すること。

少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱届出書の様式第5号の（ア）の記入要領

- ① 「指定可燃物」を二重線で抹消
- ② 届出書を提出する日を記入
- ③ 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う者の住所及び氏名を記入
届出者が法人の場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入
- ④ 貯蔵取扱所を設置しようとする場所の所在地を記入
- ⑤ 貯蔵又は取扱いの場所の所有者等が個人の場合にあっては氏名を、法人の場合にあっては事業所の名称及び代表者の職・氏名を記入
- ⑥ 危険物の類及び品名を記入するとともに、化学名、通称名を併記
書ききれない場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記入
【例】・第四類第2石油類（灯油）
- ⑦ 1日のうちで貯蔵する少量危険物の最大となる数量を記入
算定方法は、P6「同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定」を参照
- ⑧ 1日のうちで取り扱う少量危険物の最大となる数量を記入
算定方法は、⑦と同様
- ⑨ 屋内貯蔵、屋外貯蔵、屋内タンク、屋外タンク、地下タンク、移動タンク等の施設形態と貯蔵・取扱い方法の概要を簡記
【例】・ドラム缶で貯蔵し、ポンプにより容器への詰め替えを行う。
・屋内タンクから温熱ボイラーへ燃料を供給する。
- ⑩ 貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要を簡記
【例】（屋外の場合）敷地南側隅、コンクリート地盤、排水溝により境界を明示する。
（屋内の場合）本館1階の北側ボイラー室、主要構造部は耐火構造
床面は浸透防止構造
- ⑪ 消防用設備等の種類と設置数を記入
【例】・粉末消火器（10型） 2本
- ⑫ 貯蔵又は取扱いを開始する予定年月日又は期間を記入
- ⑬ 必要に応じて設計者、施工者等の所在・名称・電話番号のほか、特異な事項等を記入
タンクにより貯蔵又は取扱いをする場合で、水張（水圧）検査が終了しているものは、検査機関、検査年月日及び検査番号を記入

富岡甘楽広域消防本部「少量危険物実務指導指針」

記入例

様式第5号(イ)(第13条関係)

① 少量危険物 貯蔵
指定可燃物 取扱 廃止届出書

② 年 月 日 富岡甘楽広域消防本部消防長 様 ③ 届出者 住所 (電話 番) 氏名				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地	④		
	名 称	⑤		
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
	⑥		⑦	⑧
貯蔵又は取扱方 法 の 概 要	⑨			
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設置の概要	⑩			
消防用設備等又 は特殊消防用設 備 等 の 概 要	⑪			
廃 止 年 月 日	⑫			
廃 止 理 由	⑬			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※欄は、記入しないこと。

少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書様式第5号の（イ）の記入要領

- ① 「指定可燃物」を二重線で抹消
- ② 届出書を提出する日を記入
- ③ 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う者の住所及び氏名を記入
届出者が法人の場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入
- ④ 廃止しようとする貯蔵取扱所の所在地を記入
- ⑤ 貯蔵又は取扱いの場所の所有者等が個人の場合にあつては氏名を、法人の場合にあつては事業所の名称及び代表者の職・氏名を記入
- ⑥ 危険物の類及び品名を記入するとともに、化学名、通称名を併記
書ききれない場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記入
【例】・第四類第2石油類（灯油）
- ⑦ 1日のうちで貯蔵する少量危険物の最大となる数量を記入
算定方法は、P6「同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定」を参照
- ⑧ 1日のうちで取り扱う少量危険物の最大となる数量を記入
算定方法は、⑦と同様
- ⑨ 屋内貯蔵、屋外貯蔵、屋内タンク、屋外タンク、地下タンク、移動タンク等の施設形態と貯蔵又は取扱い方法の概要を簡記
【例】・ドラム缶で貯蔵し、ポンプにより容器への詰め替えを行う。
・屋内タンクから温熱ボイラーへ燃料を供給する。
- ⑩ 貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要を簡記
【例】（屋外の場合）敷地南側隅、コンクリート地盤、排水溝により境界を明示する。
（屋内の場合）本館1階の北側ボイラー室、主要構造部は耐火構造
床面は浸透防止構造
- ⑪ 消防用設備等の種類と設置数を記入
【例】・粉末消火器（10型） 2本
- ⑫ 廃止年月日を記入
- ⑬ 廃止に至った理由を記入
【例】（タンクの場合）敷地移転のため。
（設備の場合）老朽化により廃棄処分するため。
（屋外の場合）業務縮小のため。

第2 タンクの水張検査等

(タンクの水張検査等)

第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

(少量危険物タンク検査の申出書等)

第14条 条例第47条によりタンクの水張（水圧）検査を受けようとする者は、様式第6号の（ア）によって申出なければならない。

2 タンク検査の結果、危険物政令等に規定する技術上の基準に適合すると認めたときは、様式第6号（イ）によるタンク検査済証の交付をする。

※ 各署にタンクの水張検査等の申請があった場合は、予防課危険物係を案内すること。（手数料を徴収する必要があるため。）

富岡甘楽広域消防本部「少量危険物実務指導指針」

様式第6号の(ア)(第14条関係)

少量危険物タンク水張(水圧)検査申請書

年 月 日 富岡甘楽広域消防本部消防長 様 申出者 住所 (電話) 氏名			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
タンク の 構 造	形 状		
	寸 法	mm	容量 l
	材 質 記 号 及 び 板 厚		
タンクの最大常用圧力		kPa	
検 査 の 種 類 及 び 検 査 希 望 年 月 日			
タンクの製造者及び 製 造 年 月 日			
他法令適用の有無		高 圧 ガ ス 取 締 法	労 働 安 全 法
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
		検査 年 月 日 検査番号 第 号	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 タンク構造明細図面を2部添付すること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

第4節 少量危険物施設の位置、構造及び設備について

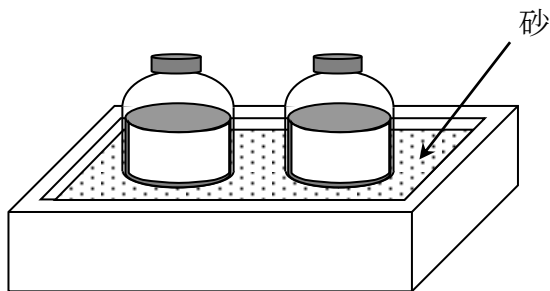
第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

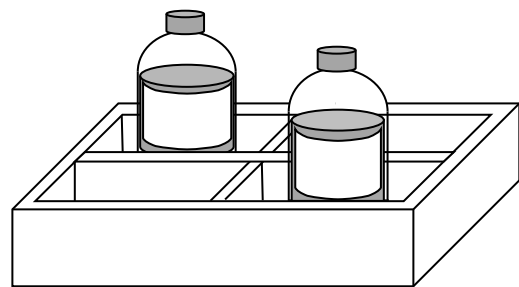
第30条 法第9条の4第1項の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

「地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」の一例として、次の例がある(第4-1-1図、第4-1-2図)。



第4-1-1図



第4-1-2図

第2 共通する技術上の基準

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

※ 少量危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」の規定に準拠して規定したものであるから、その解釈及び運用にあたっては、「危険物の規制に関する政令」の相当規定と同様に、又はこれに照応して考えてさしつかえないものであること。(昭和36年12月12日自消丙予発第39号 火災予防条例準則の運用について 第2-4)

第3 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準

第31条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

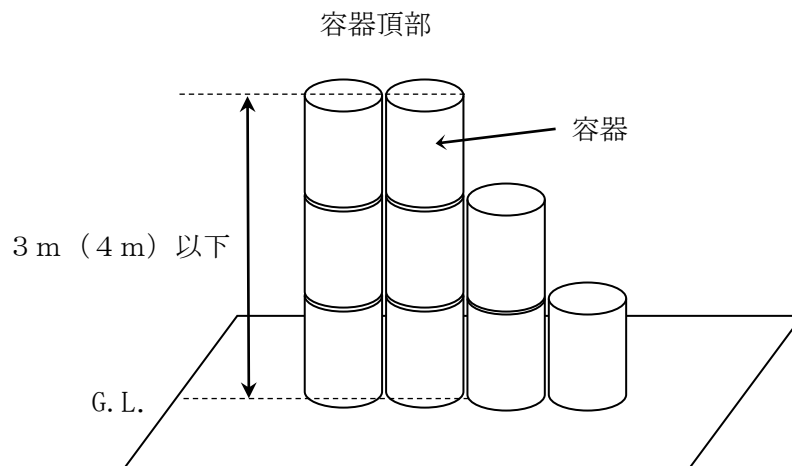
- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第 3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定の例による表示をすること。

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 3 メートル（第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4 メートル）を超えて積み重ねないこと。

容器を積み重ねる場合の高さは、地盤面又は床面から容器の頂部までの高さであり、3 m（第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみの場合にあっては 4 m）以下とする（第 4－3－1 図）。



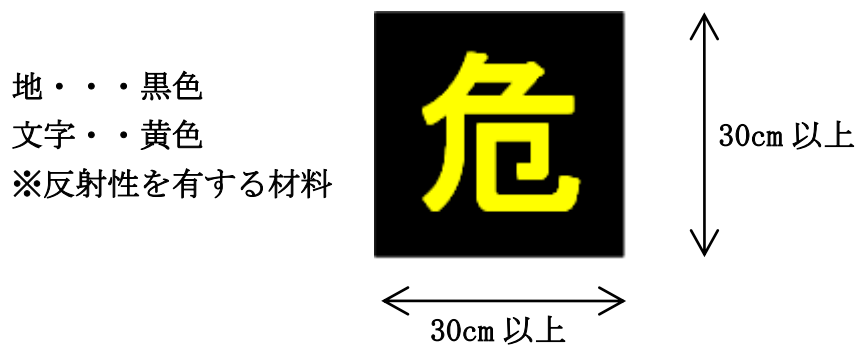
第 4－3－1 図 容器を積み重ねた例

第4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

少量危険物の移動タンクの標識の例



※ 移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けることとされるが、この掲示板にあっては危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号及び第5号の例によること。

（平成元年9月19日 消防危第87号 第2-1-(1)）

標識・掲示板

条例第31条の2第2項第1号に規定する標識（移動タンクを除く。）及び規則第8条に規定する標識の掲示板は、次の表により指導する。

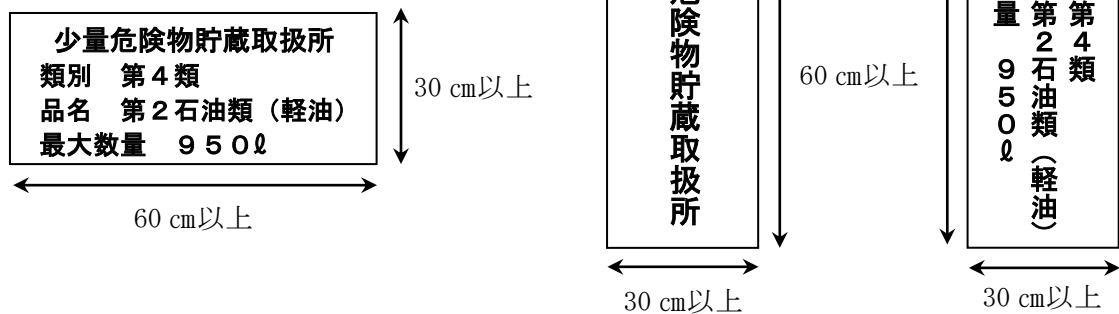
標 識 、 掲 示 板 の 様 式

表示文字	寸法及び色		色	
	幅	長さ	地	文字
少量危険物貯蔵取扱所	30cm 以上	60cm 以上	白	黒
危険物の「類別」「品名」及び「最大数量」並びにその具体的な類、品名及び数量	30cm 以上	60cm 以上	白	黒

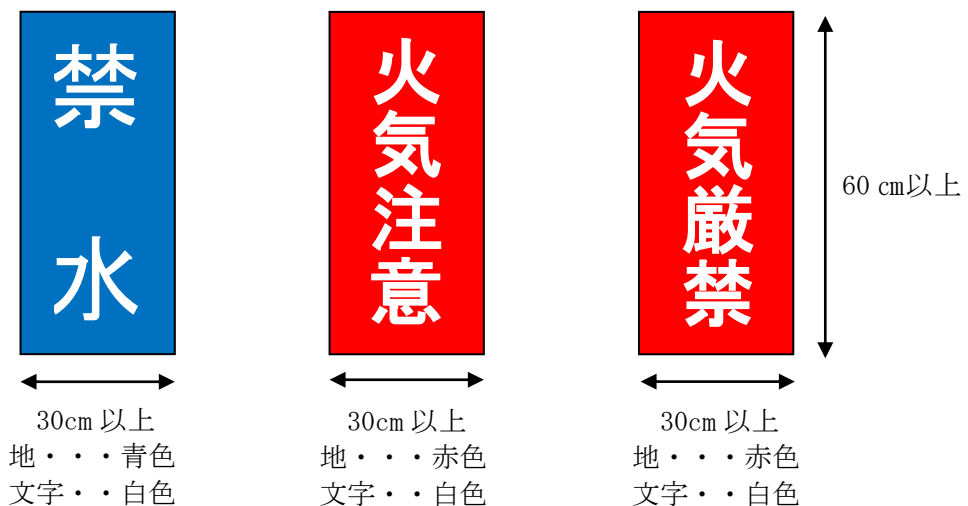
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含むもの又は禁水性物品（危険物の規制に関する政令第10条第1項第10号の禁水性物品をいう。）にあつては「禁水」	30 cm以上	60 cm以上	青	白
第2類の危険物（引火性固体を除く。）にあつては「火気注意」	30 cm以上	60 cm以上	赤	白
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品（危険物の規制に関する政令第25条第1項第3号の自然発火性物品をいう。）、第4類の危険物又は第5類の危険物にあつては「火気厳禁」	30 cm以上	60 cm以上	赤	白

（1）標識、掲示板の例

地・・・白色
文字・・・黒色



（2）防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例



- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

電気設備

電気設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合は防爆構造のものとする。

- ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- イ 引火点が40度以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- ウ 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない）が滞留するおそれのある場合

- (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。
 - ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。
 - イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
 - ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この

限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

配管（その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの）

ア 金属配管

次の規格に適合する配管材料がある（第4-4-1表）。

規 格	名 称	記 号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
3103	ボイラ、圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB
3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP
3460	低温配管用鋼管	STPL
4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS-HP
4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS-CP
4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T C-TS
3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW C-TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES A-TD A-TDS
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW A-TWS
4630	配置用チタン管	TTP

（第4-4-1表）

イ 合成樹脂配管

危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

ウ FRP 配管

液体の危険物を取り扱う配管及び通気管には、金属以外の物として強化プラスチック製配管（以下「FRP 配管」という。）を次により使用することができる。

（ア）設置場所

- a FRP 配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に埋設する。
- b 蓋を鋼製、コンクリート製又はこれと同等以上の不燃材料とした地下ピットに設けることができる。ただし、自動車等の通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合には、十分な強度を有するものであること。

（イ）取り扱うことができる危険物

特に指定しない。

（ウ）配管・継手

- a FRP 配管は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」付属書 2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当する呼び径 100A 以下のものとする。
- b 継手は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」付属書 2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当するものとする。

配管（防食措置）

ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれがないものは、さび止めの塗装を要しない。

イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、次の塗覆装又はコーティング方法による。ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、強化プラスチック製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しない。

（ア）塗覆装

- a アスファルト塗覆装方法（告示第 3 条）
- b ペトロラタム含浸テープ被覆（昭和 54 年 3 月 12 日消防危第 27 号）

※ 水道用鋼管コールドロールエナメル塗覆装方法は、告示第 3 条の改正（平成 18 年 3 月 17 日総務省告示第 148 号）に伴い、現在は防食措置として認められないもの

(イ) コーティング

- a タールエポキシ樹脂被覆鋼管(昭和 52 年 4 月 6 日消防危第 62 号)
- b JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管 (告示第 3 条の 2)
- c ナイロン 12 樹脂被覆鋼管(昭和 58 年 11 月 14 日消防危第 115 号)
- d 硬質塩化ビニルライニング鋼管 (昭和 53 年 5 月 25 日消防危第 69 号)
- e ポリエチレン熱収縮チューブ (昭和 55 年 4 月 10 日消防危第 49 号)

ウ 電気防食については、流電陽極方式、外部電源方式、選択排流方式等による。

第 5 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所についての技術上の基準

第 31 条の 3 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空 地 の 幅
タンク又は 金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上

空地

条例第 31 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する空地は、次によるものとする。

- (1) 空地の幅は、少量危険物施設の外郭線（屋外タンクについては、タンク側板）から測定するものとする。
- (2) 原則として、空地内には延焼の媒体となる物及び初期消火活動に支障となる物は設けることはできないが、空地内に植栽を設ける場合は次に掲げる「空地内の植栽等」を参考とすること。

空地内の植栽等（平成 8 年 2 月 13 日消防危第 27 号）

ア 植栽できる植物

空地内に植栽できる植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草木類及び高さが概ね 50 センチメートル以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物（草木類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理を行う場合にあつては、常緑以外のものとする事ができる。）であること。

なお、防油堤内の植栽は矮性の常緑草に限るものであること。

イ 植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

- （ア）貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること。
- （イ）消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されていること。
- （ウ）消防水利からの取水等の障害とならないこと。
- （エ）防災用の標識等の視覚障害とならないこと。
- （オ）施設の維持管理上支障とならないこと。
- （カ）その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと。

ウ 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体にならないよう、また、成長により上記イの条件を満満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草木類等はこれが適切に実施されるものであること。

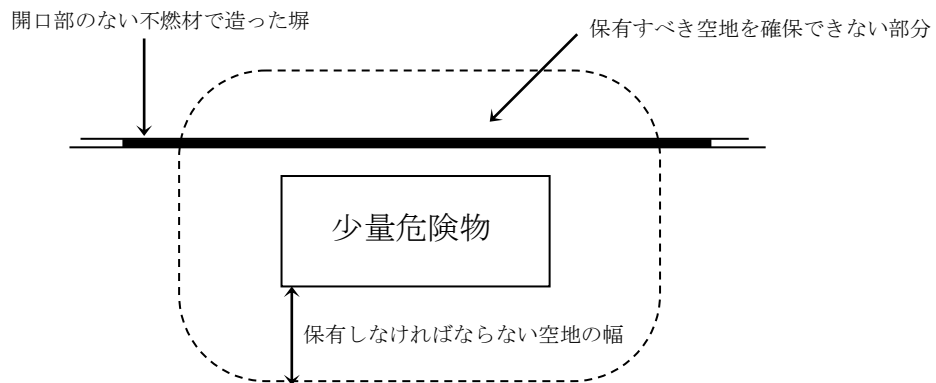
参 考

延焼防止上有効な植物の例

草木の区分	植 物 名	
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシャリンバイ、チャ、マンリユウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等	
草木類 (矮性に限る)	常緑草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホワイト）クローバー、アオイゴケ等
	非常緑草	芝、レンゲ草等

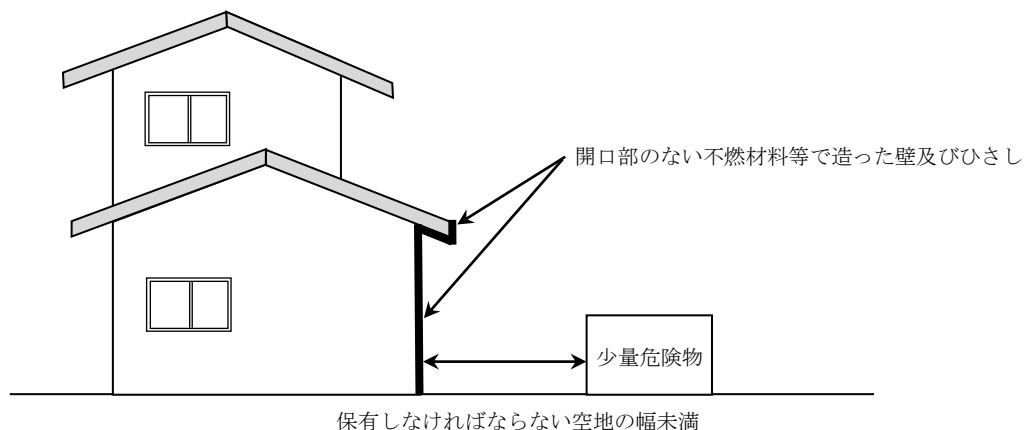
注）樹木は、高さが概ね 50 センチメートル以下に維持管理できるものに限る。

- (3) 空地は、原則として所有者等が所有権、地上権、借地権等を有していなければならない。
- (4) 防火上有効な塀とは、次によるものとする（第4-5-1図）。
- ア 塀は、不燃材料（コンクリート、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル及びしっくい又はこれらの不燃材料と同等以上の防火性能を有するもの）で造られたものであること。
 - イ 塀の高さは、2メートル以上とし、少量危険物施設の高さが2メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上とする。
 - ウ 塀を設ける範囲は、空地を確保できない部分を遮蔽できる範囲以上とすること。
 - エ 塀は、地震等の災害においても容易に破損及び倒壊しない構造とすること。



第4-5-1図 防火上有効な塀を設ける範囲の例

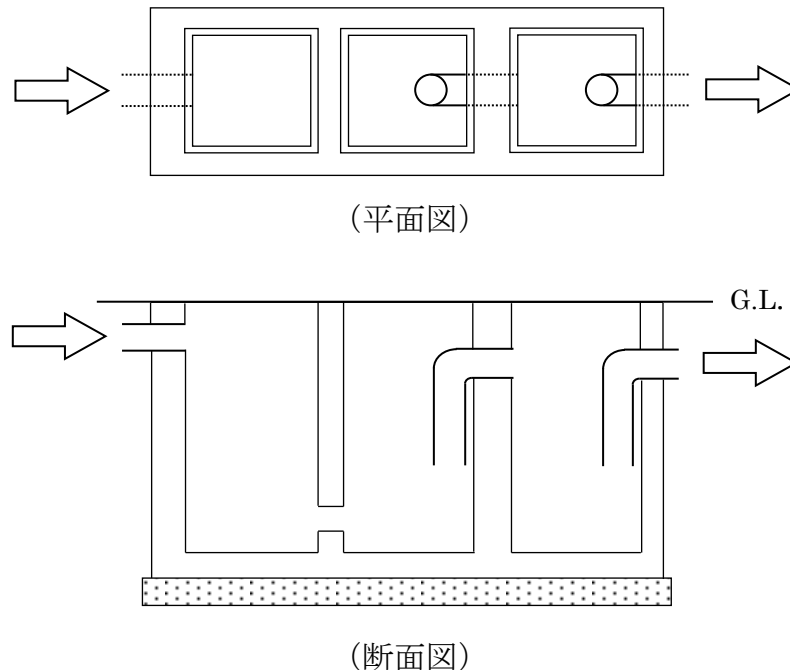
※ 開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき（第4-5-2図）。



第4-5-2図 開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する例

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。
- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

※ タンクについては、条例第 31 条の 4 の基準のとおりとする。



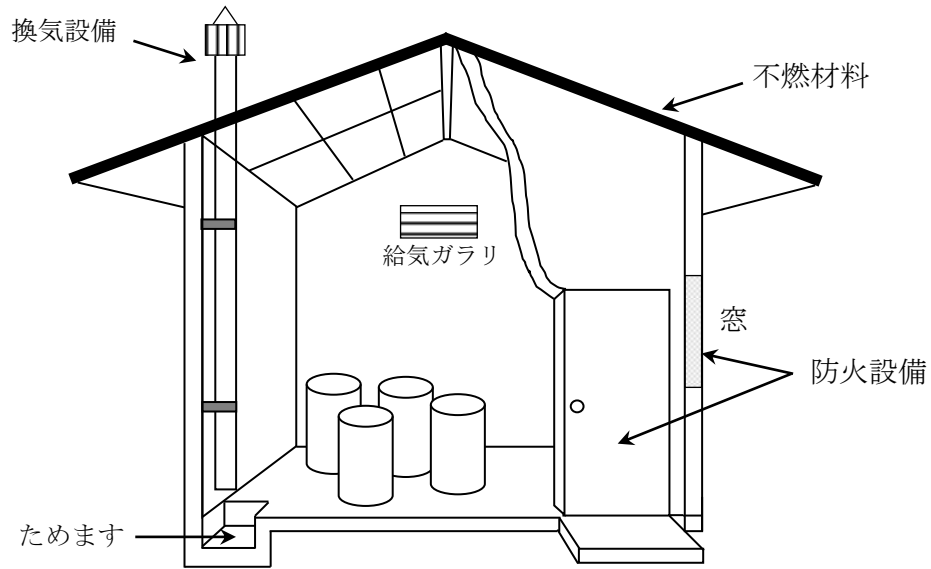
第 4-5-3 図 ためますを含めた油分離槽

第 6 屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所についての技術上の基準

第 31 条の 3 の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

第 2 号の窓及び防火戸は建築基準法第 2 条第 9 項の 2 ロで規定される「防火設備」とする。

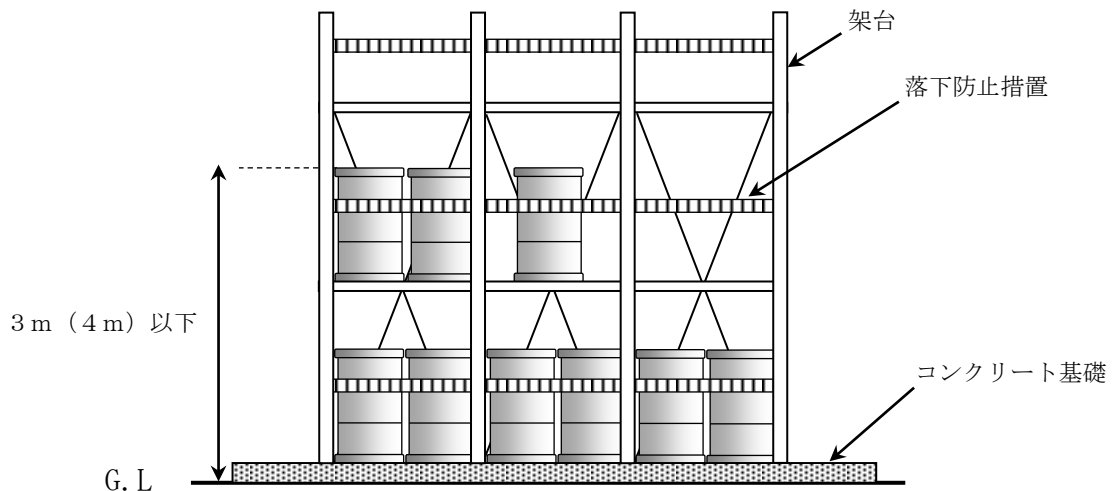


第4-6-1図 貯蔵倉庫の例

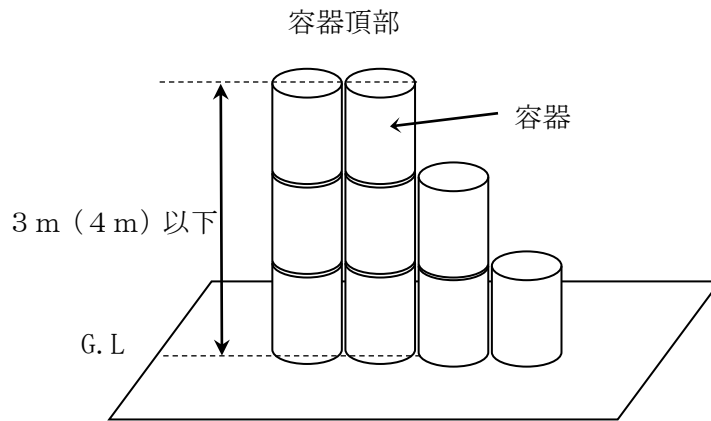
屋内に設置する架台

条例第31条の3の2第1項第4号に規定する架台の構造は、次によるものとする（第4-6-2図）。

- (1) 架台は、不燃材料で堅固な基礎に固定すること。
- (2) 架台は、自重、貯蔵する危険物の自重、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全であること。
- (3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。
- (4) 容器を積み上げる場合は、高さ3メートル以下とすること。なお、第3石油類、第4石油類は4メートルまでよい（条例第31条の2第1項第17号参照）（第4-6-3図）。



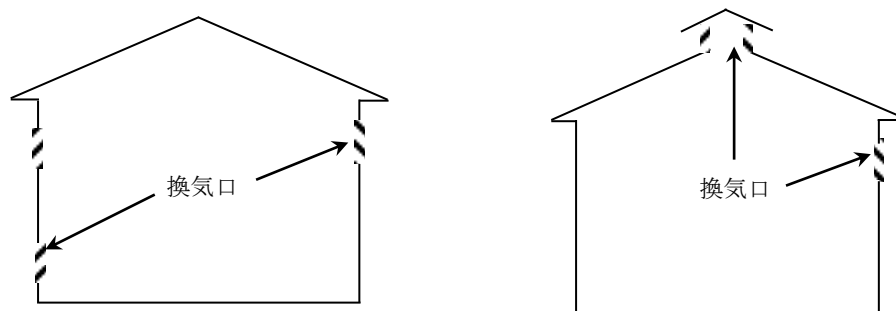
第4-6-2図 架台の構造



第4-6-3図 容器を積み上げる場合

- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

換気の設備は、次の例によるものがある。(第4-6-4図)



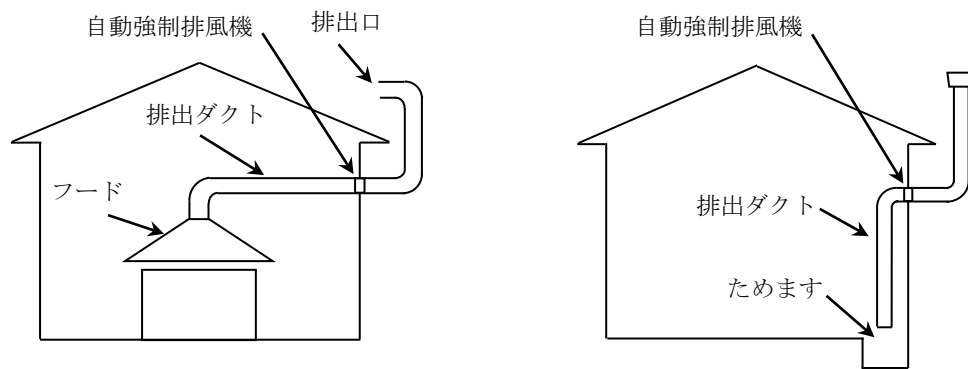
第4-6-4図 自然換気設備の例

滞留するおそれのある場合

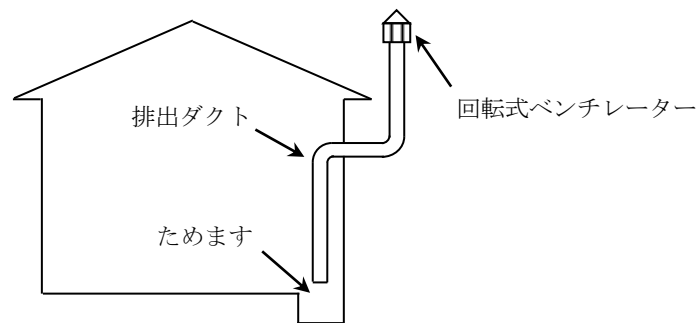
引火点40度未満の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うとき又は引火点40度以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、若しくは取り扱うとき。

マグネシウム、アルミニウム、小麦粉、でん粉等の可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるとき。

なお、引火点40度未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合にあっては、自動強制排出設備(第4-6-5図)とし、引火点70度未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合にあっては、自動強制又は強制換気設備(回転式ベンチレーター等)(第4-6-6図)とすること(スイッチは外に設置すること。)

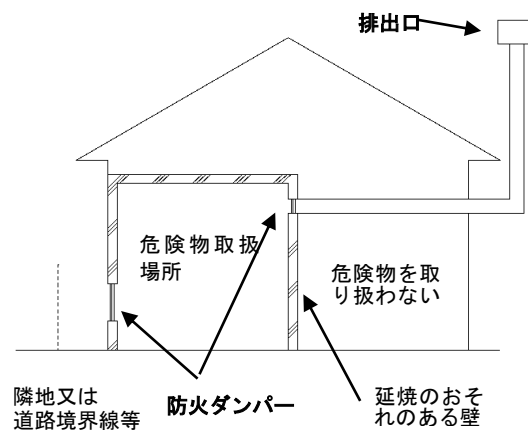


第4-6-5図 自動強制排出設備の例



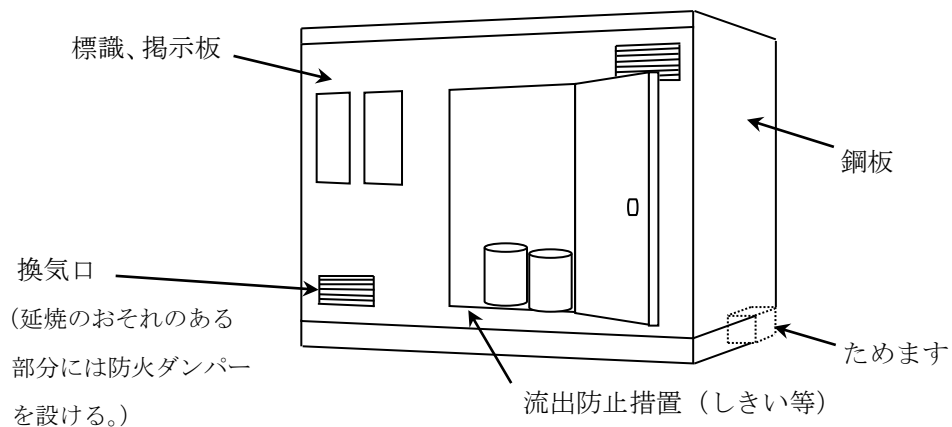
第4-6-6図 強制排出設備の例

延焼のおそれのある壁及び危険物を貯蔵または取り扱う部分と他の部分を区画する不燃材料で造った壁を排出ダクト等が貫通している場合には、当該貫通部分に防火ダンパーを設ける（第4-6-7図）。ただし当該ダクトが1.5mm以上の鋼板で造られた場合には、防火ダンパーを設けないことができる。



第4-6-7図 防火ダンパー設置例

スチール製の貯蔵庫により容器等を貯蔵し、又は取扱う場合は、条例第31条の3の2第1項の基準に適合していること。(第4-6-8図)



第4-6-8図 スチール製の貯蔵庫の例

(9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

可撓管

配管に可撓管を設ける場合は、金属製の可撓管（フレキシブルメタルホース等）を用いること。

(10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

流出止め

流出を防止するための有効な措置(以下「流出止め」という。)は、次によらなければならない(査察便覧 1-2 タンク周囲への流出どめ参照)。

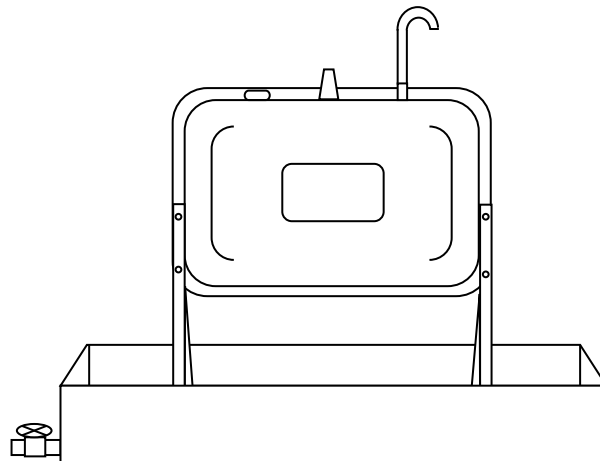
(第 4-7-1 図、第 4-7-2 図「平面図」)

ア 流出止めの容量は、当該タンク容量の 100 パーセント以上とし、一の流出止めの中に 2 以上のタンクが設置されるとき、当該タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量の 100 パーセント以上とすること。

イ 流出止めは、鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、金属板等で造り、かつ、その中に収納された危険物が当該流出止めの外に流出しない構造とすること。

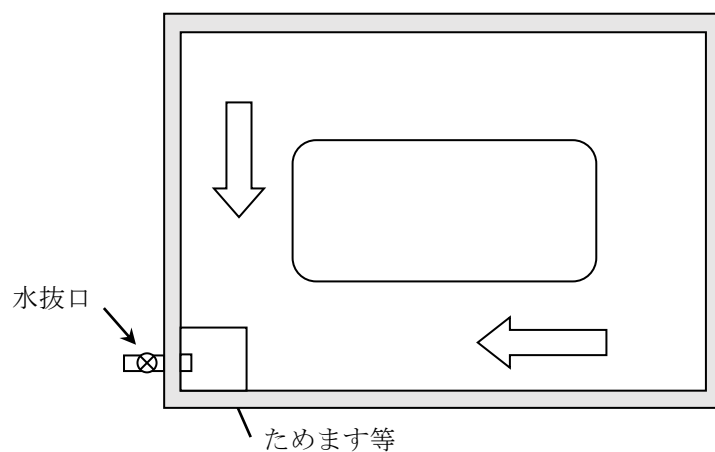
ウ 流出止めには、当該流出止めを貫通して配管を設けないこと。ただし、流出止めに損傷を与えないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 流出止めには、その内部の滞水を外部に排出するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等を流出止めの外部に設けること。



材質：鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、金属製板等

第 4-7-1 図 流出止めの例



第4-7-2図 流出止めの例（平面図）

(11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

第8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準

第31条の5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物タンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

(1) タンク本体の構造

ア 「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \frac{400}{\alpha} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

α：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

イ 「厚さ3.2ミリメートル以上鋼板と同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）」で造られたタンクは、次による。

※ 危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとする。

(ア) F R P の材質

- a 樹脂は、「JIS K 6919」又はこれと同等以上の性能を有する樹脂が用いられているとともに、当該 JIS 規格に適合しているもの。
- b 強化材は、「JIS R 3411, 3412, 3413, 3415, 3416, 3417」に適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組合わされて使用されているとともに、当該 JIS 規格に適合しているものであること。
- c タンクに使用する着色材・安定剤は、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えないとともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

(イ) F R P タンクの安全な構造

F R P の性能は、JIS 規格に準拠した試験により安全が確認されていること。また、タンクの性能基準は内圧試験及び外圧試験により安全性を有すること。

(ウ) 貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物

- a JIS K 2202 の「自動車ガソリン」
- b JIS K 2203 の「灯油」
- c JIS K 2204 の「軽油」
- d JIS K 2205 の「重油」
- e その他、F R P タンクを劣化させるおそれのないもの

(2) タンクの設置方法

ア タンクは、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置する。ただし、二重殻タンク、危険物の漏れを防止することができる構造（以下「漏れ防止構造」という）を有するタンク又は F R P タンクを設置する場合は、この限りでない。

なお、二重殻タンクとは危政令第 13 条第 2 項の規定に、漏れ防止構造を有するタンクとは危政令第 13 条第 3 項の規定にそれぞれ適合するものをいう。

イ コンクリート造等のタンク室は、次の構造を満たすものとする。

- (ア) 側壁及び底は、厚さ 0.2m 以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。
- (イ) ふたは、厚さ 0.2m 以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する特定不燃材料（国交省告示第 1400 号で定める建築材料のうちアルミニウム及びガラスを除外したものをいう。）で造られたものとする。ただし、自動車の荷重がかかるおそれのない場合で、安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

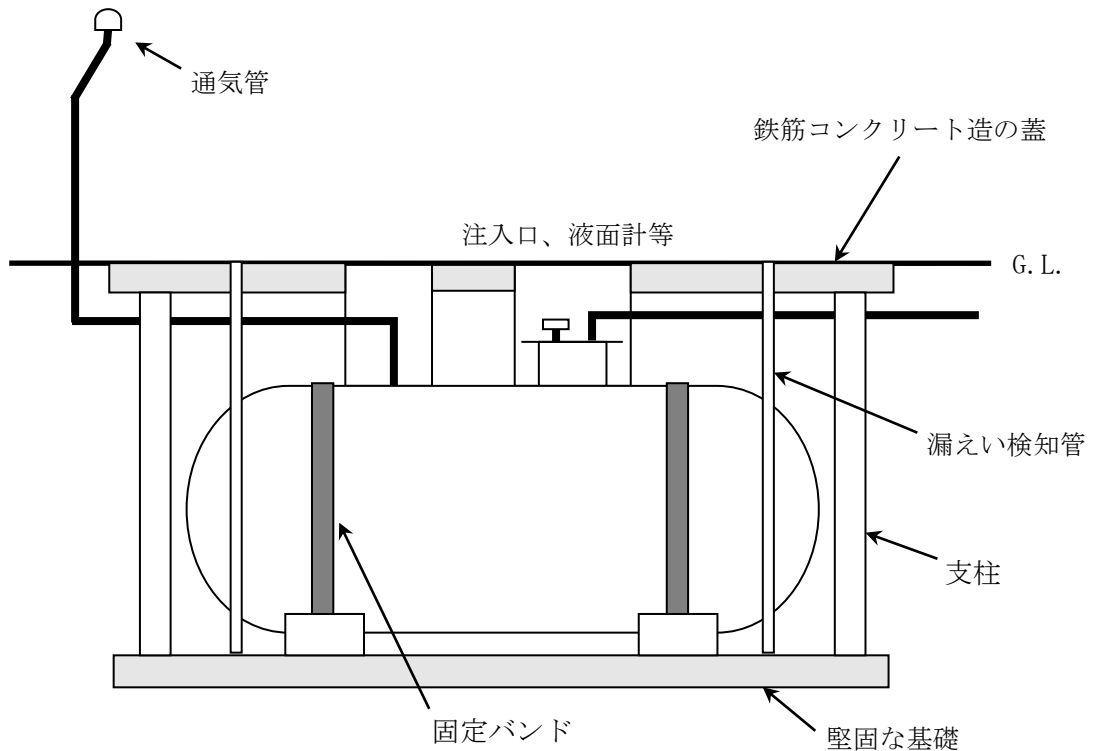
ウ タンクの埋設は、次による。

- (ア) タンクの固定方法は、さび止め塗装がされている締付バンド、ボルト等により固定する。
- (イ) タンクとタンク室の内側との間は、0.1m 以上間隔を保ち、かつ、

当該タンクの周囲に乾燥砂又は細骨材を充てんする。

エ 二重殻タンクの設置方法

二重殻タンクは、危政令第 13 条第 2 項に規定する地下貯蔵タンクの例により設置する（第 4-8-1 図）。



第 4-8-1 図 タンク室を省略した二重殻タンク（直接埋設）の例

オ 漏れ防止構造を有するタンクの設置方法

漏れ防止構造を有するタンクを設置する場合は、危省令第 24 条の 2 の 5 の例により設置すること。

(3) タンクの外面保護

二重殻タンク又は漏れ防止構造を有するタンク以外のタンクをタンク室に設置する場合は、そのタンクの外面を危省令第 23 条の 2 に規定する方法により保護する。ただし、FRP タンク等腐食しにくい材質で造られているタンクについては、この限りでない。

(4) タンクの基礎

(2) イ (ア) の例による。

(5) 構造

ア 「ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造」は、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法をいう。

イ ふたの構造については、(2) イ (イ) の例による。

ウ タンクのマンホールは、タンク本体と同等以上の強度を有するもの
エ 配管呼出口（配管を接続するために、タンクに設けるもの。以下「呼出口」という。）は、タンクの材質と同等以上のものとし、かつ、タンクの頂部に設ける。

オ タンクには、危険物を加熱するための設備を設けないこと。

（６）配管

ア 条例第 31 条の 2 第 2 項第 9 号（本指針 21～24 ページ）による。

イ 配管は、呼出口に長さ 0.2m 以上の伸縮管継手を介して接続する。ただし、呼出口とタンク胴体又はマンホールとの接合部に十分な強度を有する補強をしてある場合は、この限りでない。

ウ 静電気が蓄積するおそれのある、特殊引火物、第 1 石油類若しくは第 2 石油類を貯蔵し、又は取り扱うタンクには、タンクの底板付近に達する注入管を設けるよう指導する。

（７）漏えい検査管等

ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとする。

イ 長さは、地盤面からタンク基礎までとする。

ウ 構造は、小孔を有する二重管とする。なお、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

エ 上端部は、水の侵入しない構造とし、かつ、ふたは、点検等の際容易に開放できるものとする。

（８）タンクの損傷防止措置

「底板にその損傷を防止するための措置」とは、計量口直下の底板にタンク本体と同じ材質及び板厚によるあて板を溶接する措置をいう。

第9 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準

第31条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

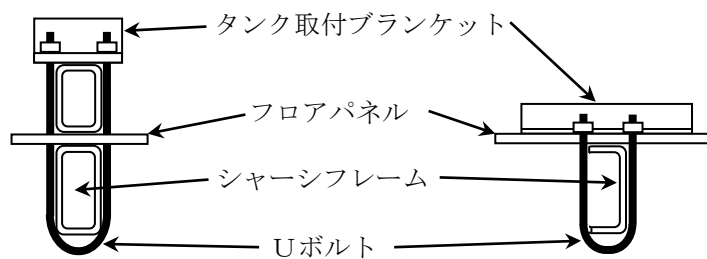
2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること（第4-9-1～5図）。

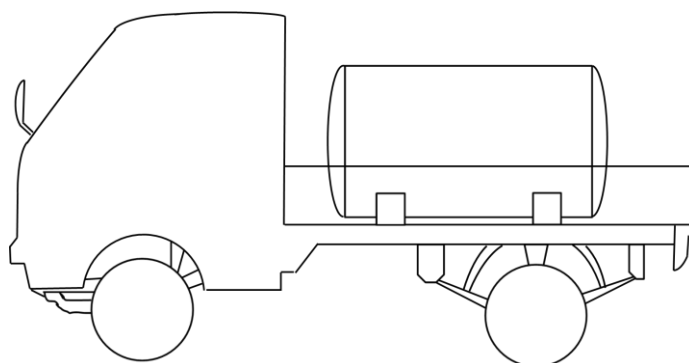
タンクの固定方法

タンクと車両との固定方法について、Uボルトを用いる他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められないもの

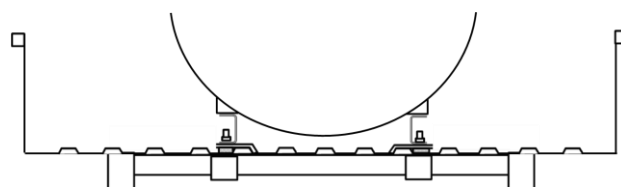
「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあってはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。



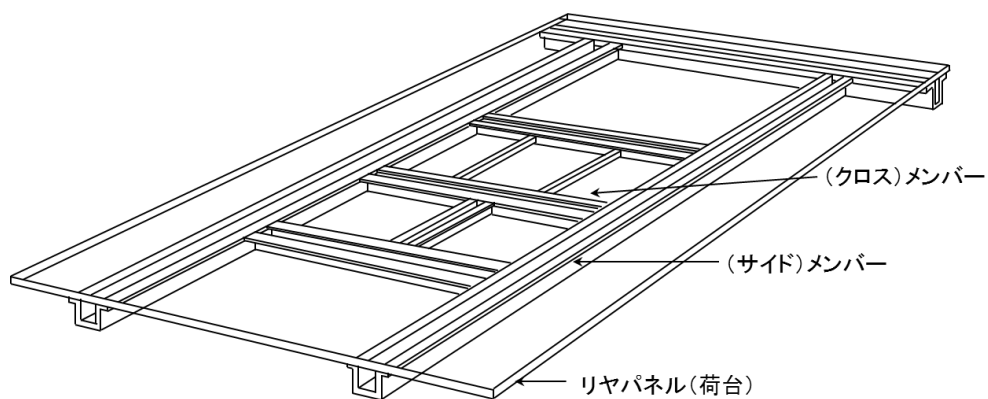
第4-9-1図 Uボルト固定の例



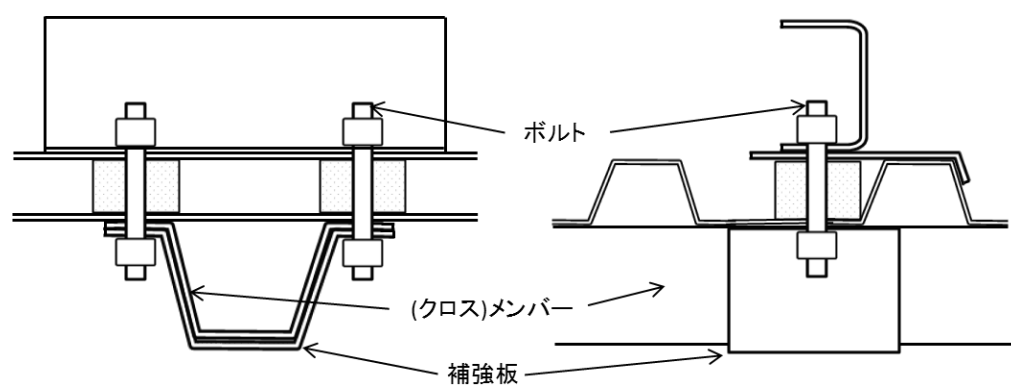
第4-9-2図 ミニローリーの例（側面図）



第4-9-3図 クロスメンバー等に固定した例（断面図）



第4-9-4図 クロスメンバー等の例



第4-9-5図 クロスメンバー等に固定した例（固定部分）

- (4) 常用圧力が 20 キロパスカル以下のタンクにあつては 20 キロパスカルを超え 24 キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20 キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) タンクは、その内部に 4,000 リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第 4 号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものにあつては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

消火器

消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年 9 月 17 日自治省令第 27 号)の第 8 条に規定する自動車用の消火器を 1 個以上設ける。なお、自動車用の消火器とは、同省令第 30 条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示された 10 型以上の規格のものが望ましい。また、収納箱についてもできるだけ設置を指導すること。

第 10 少量危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準

第 31 条の 7 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること。
- (2) 第 2 類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含むものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品（第 3 類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第 1 条の 5 第 2 項の自然発火性試験において同条第 3 項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第 3 類の危険物のうち同令第 1 条の 5 第 5 項の水との反応性試験において同条第 6 項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
- (4) 第 4 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第 5 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (6) 第 6 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについて、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

第 11 少量危険物の貯蔵所又は取扱所における設備の維持管理に関する基準

第 31 条の 8 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 31 条の 2 から第 31 条の 6 までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

適正に維持管理

危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管、消火設備等は、技術上の基準に適合するよう規定したものであり、消防法で規定されている点検記録の保存等、許可施設と同等の措置を講ずる必要はない。

※ 少量の地下タンク貯蔵所等の地下タンクは定期点検の義務はない。

第 12 動植物油類についての適用除外

第 31 条の 9 第 30 条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第 33 条に貯蔵及び取扱いの基準が定められている。

第 13 品名又は指定数量が異なる危険物の同一場所における貯蔵及び取扱いについて

(品名又は指定数量を異にする危険物)

第 32 条 品名又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第 14 基準の特例

(基準の特例)

第 34 条の 3 この章（第 30 条、第 31 条の 7 及び第 32 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長（消防署長）が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができることを認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

附 則

この指針は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

参考資料

検索用条文見出し一覧（火災予防条例・指定数量未満の危険物関係）

第 30 条

指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

対象：指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱うすべての場所施設

- 第 1 号 火気使用の制限
- 第 2 号 整理及び清掃
- 第 3 号 漏れ等の防止措置
- 第 4 号 容器の破損等の防止
- 第 5 号 転倒等の防止
- 第 6 号 容器の落下防止措置

第 31 条

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

対象：少量危険物の貯蔵所及び取扱所

第 31 条の 2

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準

対象：少量危険物の貯蔵所及び取扱所

第 1 項

- 第 1 号 ためます等
- 第 2 号 危険物のくず、かす等の廃棄
- 第 3 号 遮光及び換気
- 第 4 号 適正な温度管理等
- 第 5 号 変質及び異物混入の防止措置
- 第 6 号 設備等の修理時の安全確保
- 第 7 号 電気器具及び火花を発する機械器具の使用制限
- 第 8 号 保護液中に保存する場合の留意事項
- 第 9 号 接触及び混合の防止
- 第 10 号 加熱及び乾燥時の留意事項
- 第 11 号 詰め替え時の留意事項
- 第 12 号 吹付塗装作業時の留意事項
- 第 13 号 焼入れ作業時の留意事項
- 第 14 号 染色又は洗浄作業時の留意事項
- 第 15 号 バーナー使用時の留意事項
- 第 16 号 詰め替え時の留意事項
- 第 17 号 容器の積み重ね高さ制限

第 2 項

- 第 1 号 標識及び掲示板

- 第2号 漏れ等の防止構造
- 第3号 温度測定装置の設置
- 第4号 加熱・乾燥設備の構造
- 第5号 圧力計及び安全装置の設置
- 第6号 熱媒体使用設備の構造
- 第7号 電気設備
- 第8号 静電気除去装置の設置
- 第9号 配管

第31条の3

屋外において指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準

対象：屋外に設ける少量危険物の貯蔵所及び取扱所

- 第1項 容器を積み重ねる架台の高さ制限
- 第2項 位置、構造及び設備の技術上の基準
 - 第1号 危険物を取り扱う屋外の場所の周囲に設ける空地
 - 第2号 液状の危険物を取り扱う設備の地盤面の構造等
 - 第3号 架台の構造

第31条の3の2

屋内において指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準

対象：屋内に設ける少量危険物の貯蔵所及び取扱所

- 第1号 少量危険物を貯蔵又は取り扱う建築物の構造
 - 第2号 窓及び出入口
 - 第3号 床の構造
 - 第4号 架台の構造
 - 第5号 採光及び照明並びに換気設備
 - 第6号 排出する設備
- 補足：スチール製の貯蔵庫の例

第31条の4

指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の技術上の基準

対象：少量危険物の地下タンク及び移動タンク以外のタンク

- 第1項 タンクの貯蔵容量等
- 第2項 少量危険物タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準
 - 第1号 タンクの材質及び試験方法
 - 第2号 転倒防止措置
 - 第3号 腐食防止措置
 - 第4号 安全装置及び通気管
 - 第5号 通気管の引火防止措置

- 第6号 液量計の設置
- 第7号 注入口の構造等
- 第8号 開閉弁の設置
- 第9号 配管の損傷防止措置
- 第10号 流出防止措置
- 第11号 屋外タンクの底板の腐食防止措置

第31条の5

指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準

対象：少量危険物の地下タンク

- 第1項 タンクの貯蔵容量等
- 第2項 地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準
 - 第1号 地下タンクの埋設方法
 - 第2号 ふたの設置
 - 第3号 タンクの固定
 - 第4号 タンクの材質及び試験方法
 - 第5号 液量計等の設置
 - 第6号 タンクと配管の接続位置
 - 第7号 漏えい検知設備の設置

第31条の6

指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準

対象 少量危険物の移動タンク（ミニローリー）

- 第1項 移動タンクの実施の基準
 - 第1号 荷卸し時の留意事項
 - 第2号 容器詰替の制限
 - 第3号 静電気防止措置
 - 第4号 注入管
- 第2項 移動タンクの位置、構造及び設備の基準
 - 第1号 常置場所
 - 第2号 タンクの材質及び試験方法
 - 第3号 タンクの固定方法
 - 第4号 安全装置の設置
 - 第5号 タンクの間仕切りの設置
 - 第6号 安全装置及び防波板の設置
 - 第7号 マンホール及び注入口のふたの材質等
 - 第8号 防護柵の設置
 - 第9号 緊急閉鎖弁の設置等
 - 第10号 配管先端部の弁等の設置

第 11 号 電気設備

補足：消火器

第 31 条の 7

指定数量の 5 分の 1 以上指定数未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の
類ごとに共通する技術上の基準

対象：危険物の類ごとの貯蔵及び取扱方法

第 1 項 類ごとの技術上の基準

第 1 号 第 1 類 酸化性固体

第 2 号 第 2 類 可燃性固体

第 3 号 第 3 類 自然発火性物質及び禁水性物質

第 4 号 第 4 類 引火性液体

第 5 号 第 5 類 自己反応性物質

第 6 号 第 6 類 酸化性液体

第 2 項 第 1 項の適用除外及び災害防止措置

第 31 条の 8

少量危険物の貯蔵所、又は取扱所における設備の維持管理に関する基準

第 31 条の 9

動植物油類についての適用除外

第 32 条

品名又は指定数量が異なる危険物の同一場所における貯蔵及び取扱い

第 34 条の 3

基準の特例